

令和 8年 3月 3日 議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第3号

佐用町地域活性化事業基金条例等を廃止する条例

佐用町地域活性化事業基金条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町条例第3号

佐用町地域活性化事業基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 佐用町地域活性化事業基金条例（平成17年佐用町条例第54号）
- (2) 佐用町土地開発基金条例（平成17年佐用町条例第56号）
- (3) 佐用町営住宅等施設整備基金条例（平成17年佐用町条例第61号）
- (4) 佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例（平成22年佐用町条例第7号）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。